

始



露領漁業問題と我等の要望

北洋漁業研究委員會編

特250
522

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

特250
522

目 次

- 一、貴重なる露領漁業権
- 二、漁業條約成立實施
- 三、ソ聯邦の漁業進出
- 四、漁業協定調印拒否
- 五、ソ聯の非友誼的暴舉
- 六、邦人漁業に對する壓迫



七、苛烈極まる彈壓手段

八、露領漁業の國家經濟的意義

九、防共協定に對する憤懣

一〇、猛省せしめて調印を要求



一、貴重なる露領漁業權

最近、日ソ間の國交關係の緊迫せる事態は極東平和の爲、實に容易ならざる重大問題である。其真因は一にソヴェート側の國際信義の無視、條約蹂躪の暴舉を敢てして憚らざる行動にある。過去及現在に於てソヴェートが幾多の惡質なる手段を弄して、我既得權益を侵害せる事實は枚舉に遑なき程であるが、就中、我露領漁業權益に對する暴壓態度に至つては、斷じて之を看過し能はず、國際正義、皇道信念に立脚して、速かに彼の猛省を促し、彼をして國際正常の信條を尊重せしむ態度に覺醒せしめなければならぬ。

謂ふまでもなく我露領漁業權は、忠勇義烈の「靈と巨億の國帑を犠牲にして購つた尊き權益である。即ち、明治卅八年ボーツマス條

約第十一條の明文によつて、我國民の既得權益が昭乎として確認され爰に漁業協約の成立を見たのである。爾來三十有餘年、我國民は條約上の權利行使に不斷の努力を拂ひつゝ食料問題、國際貸借の改善に貢献し來つたことは、其漁獲生産年額五千萬圓に上る產額に微して之を雄辯に物語るものである。

二、漁業條約成立實施

漁業權行使の過去に於て、我國民は決して平調なる行程を辿ることが出來なかつた。領土主權を楯に、陰險極まるロシア一流の非法的壓迫干涉は、實に言語に絶する極端なる暴虐沙汰で塗り潰されてゐる。其例證として最も著しいものは大正九年五月に於けるオホーツク邦人漁場燒拂事件等であるが、其後現在に至る迄の暴壓事實は

無數に達してゐる。

斯かる暴壓を忍びつゝ我當業者は權益擁護のため、一意專念、努力奮闘したのである。其間、極東政情が不安と混亂を來せる結果、大正十、十一年度に於ては權益擁護上己むなき措置として自衛出漁を行せざるを得なかつた。暴壓と干涉と危險とに拘はらず、我當業者は遂に一年も出漁を中止することなく、不屈不撓の邁進を續けたことは、國權を尊重し、之を擁護するといふ眞に一死報國、耿々の念に燃えたからであつた。

大正十四年一月、北京に於て日ソ基本條約の締結によつて、日ソ國交再び常態に復し、ボーッマス條約の我露領漁業權は正式にソ聯邦の確認する所となり、爰に日露漁業協約を改訂する約諾が成つた。この結果、大正十四年十二月モスクワに於て日ソ兩國全權間に於て

改訂商議が開かれ、爾來幾度か決裂の危機に頻しながら、遂に昭和三年一月廿三日現行の日蘇漁業條約の調印成立を見、同年五月廿八日から實施されたのである。

三、ソ聯邦の企業進出

日ソ漁業條約實施以來の経過を見るに、日ソ兩國は漁區問題を中心として、常に紛争の絶え間なく、ソヴェート官憲が故意に漁業権益に對して侵害の魔手を揮ひ、事毎に條約蹂躪の暴舉に出でたのである。

明治四十一年日露漁業協約施行以來昭和三年に至る迄の期間に於て、日露兩國の漁區取得に表現された勢力比較は、日本側は平均八割以上を占め、露國側は僅かに二割以下の劣勢にあつた。昭和三年

度に於ては我方の二百五十五個に對し彼は四十二個で、その割合は八五、九%對一四、一%に當つてゐた。然るに新條約實施の第一年度たる昭和四年に於ては、日本側は四十八漁區を増加して三百三漁區となつたに對し、ソ聯側は一躍百二十漁區を獲得して百六十二漁區となり、その割合は六五、一%對三四、九%と急激なる變化を生じ、更に昭和五年は五三、九%對四六、一%，昭和六年は五〇、七%對四九、三%と漸次我勢力が低下したのである。

蓋し、ソ聯の急激なる進出は、新條約に依る權利の不當利用、個人の私的企業を國營の傀儡として漁區競落に狂奔したからである。ソ聯は如何にして條約規定を潜り、我既得權益を侵害しやうかと、啻只彼れ一流の慾望達成に専念の餘り、積極的に極東の漁業開發に乗出し計劃的に邦人漁業の壓迫を企圖するに至り、昭和二年以來漁

區問題の紛糾が必然的に起り來つたのである。即ち十八漁區問題、個人企業の不當進出、借區料吊上問題等、當時幾多の懸案の紛糾を見たのである。

昭和十二年度に於ける漁區總數は八百十五個、其中日本側借區は三百九十一個、ソ聯側は四百廿四個、即ちソ聯の五二%に對して我々は四八%である、日本側漁區三百九十一の中、鮭鱈漁區は三百七十四、蟹漁區は十、七、ソ聯側の鮭鱈漁區は三百九十三、蟹漁區は三十一である、即ち日ソの漁區數を比較すればソ聯側は鮭鱈漁區に於ては稍々、蟹漁區に於ては斷然なる優勢を示したのである。

漁獲標準高總數に於ては、日本側鮭鱈漁區は百卅五萬九千六百五十八ツエントネル、ソ側の百二萬五千八百五十七ツエントネルに比して多く、漁區數とは反対に日本側が優勢を示してゐる。蟹漁區に

於ては日本側製造制限高は十萬四千五百函に對し、ソ聯側は十二萬七千函となつてゐる。

漁區の急増に比しソ聯側の實績不振なるは、漁獲及び製造技術の能力が拙劣に基因するは無論であるが、整取得漁區の約半數位は休營せる關係に依るものである。ソ聯側が經營上の採算を度外視し、單に我方に壓迫を加へるため、漁區獲得にのみ汲々たるかを看取され得るではないか。

斯の如きソ聯の企業進出に對抗するため、我方に於て適當の方策樹立が必要であつた。即ち北洋漁業の統制、企業の合同團結がそれである。既に我方は企業の合同實現によつて、全面的に現有勢力の維持確保に努めつゝあるも、競賣制度の不合理な運用によつて、漁區漸減の傾向を來し、不埒極まるソ聯現場監督の非法壓迫によつて

一層經營の難苦を嘗めざるを得ないのであつた。

八

四、漁業協定調印拒否

日ソ漁業條約實施の経過に従して、不備の點を是正し、紛議の絶滅を期し、圓満なる漁業の經營を遂行するため、我方は條約規定に基き、昭和十年五月ソ聯に對し漁業條約改訂を提議した。蓋し交渉の根本方針として(一)競賣制度を廢し漁區を安定せしむること、(二)借區料及び同換算率の調整、(三)漁獲標準高の調整、(四)魚族の蕃殖、保護等がその大綱であつた。然るにソ聯側は條約上當然の義務なるに拘らず、條約改訂を回避する態度を支持したるため商議歩らず、翌昭和十一年五月に至り、ソ聯側は頗る不誠意の態度に出でたる結果到底條約の有效期間内に新協定成立の見込なきに至つたので、我政

府では無條約状態に陥ることを避けて、取敢へず現行條約及び附屬議定書、其他政府間の取極を同年末、即ち昭和十一年十二月卅一日まで延長する旨の第一次暫定協定を締結したのである。

其後商議再開され、漸く彼我互讓妥結の結果、新協定の案文は兩國代表間に合意確定を見たので、我方に於ては一切の國內手續を完了し、愈々同年十一月二十日を期して正式調印を行ふことに決定した。該新協定案の大綱は左の如きものであつた。

一、漁業條約有效期間の八ヶ年延長

一、廣田カラハン漁區の長期貸付

一、特別契約漁區の八ヶ年延長

一、現行ループル換算率の据置

一、魚族の資源維持

然るに新協定正式調印に對してソ聯側は俄然態度を憑變硬化し、調印豫定の前日に至り、國內手續未了を理由に正式調印拒絕を通達し來つたのである。蓋し其裡面の事情は、十一月廿五日日獨防共協定が成立を告げベルリンに於て正式調印さることを事前に探知せる結果、一種の厭がらせ的態度に出でたことと想察せられたのである。之に對し我全權は日ソ國交の調整、漁業條約調印促進方を督促したのであるが、ソ聯は日ソ間の政治情勢の變化を理由とし、或は審議中と稱し頑として應じなかつた。然るに暫定協定期間は十二月末を以て期間滿了となるので、己むを得ず一ヶ年延長する第二次暫定協定を締結して、昭和十二年度出漁に支障なからしめたのであつた。

我政府は引續き商議續行の建前で、機會ある毎に新協定の調印方

を督促したが、彼は毫も誠意を示すことなく、言を左右にして之に應せず、問ひ詰めれば代案作成中だとか、或は代案が新憲法に抵觸するため更に作成中だとか、種々なる口實を設けて拒否の態度をとつた、仍つて昭和十二年度に於ても已むを得ず十二月廿九日第三次暫定取極を締結し、同時に廣田、カラハン協定漁區二百八十ヶ所の契約延長に關する手續も同様に行はれたのである。

五、ソ聯の非友誼的暴舉

ソ聯の不誠意は實に言語同斷である、我方は作成中と稱する代案提出方を要求するも彼は依然何等の回答を發せない、政情の變化と防共協定を口實にして調印を強硬に拒否してゐる。第三次暫定取極漁業條約及び附屬文書の效力一ヶ年延長、廣田カラハン協定漁區の

契約一ヶ年延長、ループル換算率取極の一ヶ年延長は無論、愈々本年十二月末を以て期限満了となるのみならず昭和三年十ヶ年の期限を以て締結された謹詰工場經營に關する特別契約は既に本年十一月末を以て期限満了となつた。即ち本年は漁業權行使に關する一切の取極が期限に到來してゐる。速かに之を解決することが焦眉の喫緊事である。

在モスクワ帝國全權がソ聯政府に對し新協定調印方に關して、嚴重なる督促を試みたのに對し、ソ聯側は本筋の問題とは沒交渉である、宗谷海峡の航行問題、及び北鐵代金支拂問題等の如き見當違ひの問題を持出して、確答を避け、剩へ非合理なる主張を固執しつゝあるは、全く横着至極な態度である、その不誠意、不遜は斷じて許すことの出來ない暴行爲と謂はざるを得ない。

漁業條約は漁業權の行使規定であり、漁業權の存する限り漁業條約も不斷に存續しなければならぬことは論議の餘地が無いのであつて、當のソ聯は百も承知のことである。日ソ漁業條約締結の義務は嚴然たる條約上の義務であつて、兩國間の一般情勢の一起一伏に左右せられるべきものではない。然るにソ聯側は條約上の義務を怠り國際信義を無視し、恬として省みざる態度は、まさに我方に對する沈黙の挑戦であり、大なる侮辱である。隱忍自重は時と場合によるソ聯の非友誼的暴舉が顯現し、而も何等反省の誠意を披瀝せざる以上は、我は能ふ限り正義の力を以て權益の恒久的基礎を確立擁護しなければならぬ。

六、邦人漁業に對する壓迫

邦人漁業に對する壓迫、既得權益を侵害するは、ソ聯の傳統的常套手段であつたが、日獨伊防共協定の成立及び支那事變の勃發により、ソ聯の妨害手段は急角度に悪化し、而も全面的に邦人漁業を排撃せんとする惡質の傾向が益々露骨化した。漁場現地に於ける邦人の作業に對して極端な壓迫を加へ、漁業權の行使を殆んど不可能ならしめんとしてゐる。即ち、漁場に於ける各般の作業、生活等は漁業條約並に附屬文書、譴詰工場特別契約、漁區貸付條件及ソ聯國內法規によつて規制され、ソ聯の漁業官吏、税關吏、國境警備隊（ゲ・ペ・ウ）等の官憲が直接其任に當つてゐるが、是等の官憲等は永年の慣行を無視し、條章規定を勝手に曲解して反則調書を作成し、最高違約金を賦課し來るのである。この事實は明かに漁業權益を侵害する行爲であつて、邦人漁業經營は大打撃を被り、遂には生産の絶滅

條約が空文化する虞が多分にある。我當業者は現地に於てソ側官憲に抗議すると共に、政府はソ聯當局に嚴重交渉を重ね、その非理不法を糺明するも、解決を告ぐることは稀れで、此種問題は逐年累増を見紛糾を加へるばかりである。

此等の反則違約金は昭和十二年度に於て、實に百六十餘件、九十万ルーピルの驚くべき巨額に上つてゐる。ソ聯官憲の根本方針たる強いて邦人側を排斥すべく、故意に壓迫せんがための壓迫手段を改めざる限り、邦人漁業は到底圓満なる遂行が出來ない。

最近に於けるソ聯の漁業壓迫による紛争事件は實に夥い件數に上つてゐる。即ち

- 一、漁業從業員の渡航禁止
- 二、本部船の查證拒否

之が爲日魯漁業會社は約百萬圓の損害を蒙つた。

三、魚粕工場建設に關する不當違約金の要求

四、不法なる空罐重量加算

五、漁區閉鎖の不法要求

六、陸上地區に關する不當要求

七、二十米地帶の不當處置

八、鮭鱈、蟹地區併用禁止

九、網建場位置に陸上地區設定不可能なる漁區

一〇、土木作業の制限

一一、交通禁止

一二、搬魚の制限

一三、ソ側の無電利用禁止

一四、食料品の補給禁止

一五、薬品、醫療具の制限

一六、労働時間の制限

右は現場作業關係の紛爭懸案であるが、この他漁場に於て井戸堀りの許可を與へながら給水装置の許可を與へず、又作業上必要な地均しの許可を與へながら、その草を刈る許可は與へないと非常識極まる苛め方を爲し、又當業者の日誌を現場官吏が之を點検した際、隣接漁場日誌に於て風速記入の差を發見して之を日誌記入不正確として証書を作成した。ラヂオ受信機はソ側の漁業用無税品目表中に記載され輸入は許されるが、その使用に對しては許可が必要なりとして設置せしめず、そのため日本からの氣象通報の聽取が不可能で生命財産の危険を防止することが出來ず、甚しい不便と困難を感じ

である。

七、苛烈極まる彈壓手段

邦人漁業壓迫の實例は、前述の事項によつてその一班を窺知することが出来る。斯の如きソ聯の暴壓は何故になされるのであるか殆んど常識を以て判断するに苦しむのである。而も是等はわづか一例に過ぎない、この他尙多くの壓迫干渉の事例がある。邦人等は斯くも苛酷な取締りを受けながら、よくその本務を果たすことが出来るのは不思議な位である。邦人等の現場に於ける辛勞は實に驚嘆に値するものがある。これといふのも權益擁護の建前に出發してゐることはもとよりであるが、一は産業報國の犠牲的激渾たる活動に基くものである。又一には國際關係の逼迫しつゝある情勢に深く鑑み、

出來る限り事端の惹起を避け、國家に累を及ぼさざらんがため、自肅自戒して忍苦に堪へんとするにある。之が爲には我現場従業員等はつとめて關係法規の研究を行ひ、反則行爲を避くべく極めて慎重な態度に出でゝゐるのであるが、これにも拘らずソ聯官憲は徹頭徹尾暴を以て酬る、微に入り細に亘り邦人の一舉一動に猜疑の眼を注ぎ、ある機會を捉へては殊更に反則の陷阱に押込めんとする奸惡な手段にまで出でゝゐる。

我現場従業員等の多くは永年の経験者で、從つて技術能力に於ていづれも優秀なものゝみである。是等は不斷の努力と研磨によつて漁業諸規定及び條件等は極めて忠實に遵守せられつゝあるのであるがら、反則行爲の如きは逐年減少するのは當然でなければならぬ。然るに之とは反対に違約件數が年々加増しつゝあるのは、全くソ聯

官憲が朝令暮改に出で自國側の都合のみを圖つて、我方を排除し、漁場地區から追拂はんとする底意の下に行はるゝ取締りであるが故に、如何に正道を踏み、軌道に乗つても、陰險なる彼等が脱線の陥穽を設けて待ち構へてゐるのであるから、所詮圓滿に遂行するわけには行かないのである。相互共存の立派な條章規定の下に於て、斯かる非違なる暴爲を敢てするものが何處にあらうか、之をしも忍ばねばならぬといふ理由の存在は毫も無い筈である。

最近ソ聯の現場取締官憲が一層苛烈なる取締を行ふことになつた裏面の消息として傳へらるゝ所によれば、彼等官憲は、自國スターリン政府が行ひつゝある國內肅清工作に恐怖の念を生じ、自己保身のため無根の事實を捏造して、やたらに邦人に關する違約調書を作成することに腐心せる事實が發覺されてゐる。これこそ黙過し難き

行為下あると共に、斯の如き不埒官憲がある以上、露領漁業の經營が出來ない。漁業の圓滑を期するには、モスクワ中央政府の猛省を促がすことは先決問題ではあるが、一步先んじてソ聯の無理解なる是等現場取締官憲を排除する必要がある。

八、露領漁業の國家經濟的意義

現時局下に於て、各種産業部門の發展と共に、我北洋漁業は益々重要性を發揮し來つた。輓近の一般生産情勢に見て漁業は斷然大宗の地位にある。水產立國の高調も亦所以ある哉である。

北洋漁業は露領漁業を母胎とし、漸次母船式蟹漁業、母船式鮭鱈漁業、北千島漁業を發達せしめ、現在では年額九千萬圓に上る漁獲高を示し益々發展の趨勢を示してゐる。之に對しソ聯の極東開發も

亦着々進歩し、最近に於ては歐露ムルマンスクと極東ペトロバウロフスク、浦沙を結ぶ北冰洋航路を開通し、極東への距離を短縮し、更に極北航空路の開拓にも着手してゐる。而してソ聯邦は堪察加を以て極東政策遂行の前哨地區なりと稱し、その政治的意義の大なるを示してゐる。このソ聯極東政策の前進據點は、我北方第一線と交錯する、堪察加半島の南端ロバトカ岬は僅かに六浬を隔て、我千島の北端占守島と相對してゐる、今後我北洋發展に伴ひ、露領漁業は國際的政治的に一層重要性を加へることは注目すべきである。

故に露領漁業は將來益々發展せしめて行かねばならぬは勿論である。現在國家經濟上に動かすべからざる地位を確保してゐることは毎年二萬人の從業員と百四五十隻、四五十萬噸の船舶を使用し、百萬函の鮭鱈及び蟹罐詰、百萬函の新巻改良等の鹽魚品を製造し、其

價額は實に四五千萬圓に上つてゐる事實が之を立證してゐる。

輸出產業として現時局下に於て特に重要であることは周知の事實である。即ち鮭鱈罐詰の大部分は英國市場を始め、世界各國市場に販賣され、その額は年に二千萬圓乃至三千萬圓に上る。日本製品は露領漁業の他沖取漁業の製品を合し、過去十年間英國市場の半分を獨占し續けてゐる。之を以て見ても堅實なる輸出產業であることが窺知される。而かも是等罐詰輸出に於ては、原料を無盡の海洋資源に仰いでゐるのであつて、この點原料資源を輸入に俟つ一般輸出產業とは斷然趣きを異にしてゐる。眞に時局的輸出產業である。又は等露領漁業の輸出は、露領よりの直輸出として貿易外收入を構成してゐることも注目すべきである。國際貸借の調整、輸出の振興が現下戰時經濟的一大根幹として要求されてゐる今日、露領漁業の國家

的經濟的意義は極めて重要なりと謂はざるを得ない。

更に又露領漁業は、食糧政策上獨自の重要性を占めてゐる。即ち食糧品として、輸出を除いて内地市場の需要へ提供される製品は、百萬函に上る新巻改良等の鹽魚製品を主とし、鰯罐詰三十五萬函を合し、全額にして一千二、三百萬圓に達し、大衆的食糧品として廣く普及してゐる。鮭鱈は動物性蛋白質の供給源として見る時は、その質極めて優秀であり、且罐詰、鹽魚として貯藏保存に適してゐるから戰時體制下の食糧として適し、殊に畜産資源に不足してゐる我國に於ては軍需食糧として缺くべからざるものであらう。

露領漁業の出稼者二萬の多くは、北海道、東北地方の小農漁民であつて、彼等は毎年五六月より九月に亘る三、四ヶ月の漁期間を一期として雇傭され、漁場に於て漁業勞働に從事し、漁期が終了され

ば再び出身地元の農漁村に歸還するのであるが、彼等出稼者に取つては現金收入の最大なるものとして、生活上重要な役割を果してゐる。而して出稼は農繁期に於て行はれ、季節的臨時的であるが十數年繼續して同一漁場に働く者多く、現在に於ては寧ろ專業化してゐる状態である。一人當り平均收入は給與九一配當金賞與金を合し一漁期約二百圓となる、之を全體として見れば約四百萬圓の現金收入が、疲弊せる地方農漁村を救うこととなる。従つて露領出稼者の納稅成績の良好なことは、是等出稼地方町村當局の認める所であり一面地方農漁村救濟の一助となつてゐる。

九、防共協定に對する憤懣

露領漁業の國家經濟的重要性なことは前述の通りである。ソ聯邦が

この権益を奪取せんとする底意の程も略ば想察されるが、併しそれは實際的に容易な業でないことをソ聯自ら認めてゐる。實力に於ては到底我に拮抗し得ざることを認めてゐる以上、漁業権益奪取などは架空である。たゞソ聯は惡意的に厭らせを行つて、デリカに我方の經營を困難ならしめやうとするのが目的である。それが日獨伊防共協定成立によつて多大の痛みを感じたことが、一層壓迫に拍車をかけて來たのである。然らば何故に壓迫を矢繼早に行はねばならぬのであるか、それは三國協定に對する憤懣の發露である。最近ソ聯の壓迫は漁業條約調印拒否のみならず、現場に於ける不當取締、北樺太石油石炭企業の彈壓等殆んど全面的に暴壓の兇手を伸べてゐる。暴壓を高度に行へば日本の企業家が悲鳴をあげ、三國協定に反対するに違ひない。その結果日本の國論が沸騰して賛否對立の情勢

を招來するであらう位の極めて淺薄幼稚な考の下に策勧し來つたのである。併しそれは全くソ聯邦の考とは反対な情勢を現出したのである。即ち日支事變に當つて防共協定の效果的威力が絶大なもので協定國は相提携して政治的文化的向上に邁進し、我東亞建設の霸業に對し衷心から支持共鳴する美はしき友誼的國際情勢を齎してゐる蓋し、この情勢はソ聯邦の完全なる思惑外れであつたのである。啻にそれのみではない、我對露企業關係者等の親善的好意をもつてゐたものも、ソ聯の徒なる暴壓に憤激し敵愾心を起さしめるに至つたことは、ソ聯として深く悔悟反省すべきであらう。

一〇、猛省せしめて調印を要求

日ソ漁業新協定案の内容は、我方が飽くまで協調的精神を披瀝し

て妥結したものである。ソ聯側に強要した條項は一つもない。當初漁區安定問題を提起して交渉を進めた際、ソ聯は極力之に反対し、又魚族の繁殖保護についても反対を主張したが、この二大問題は我原案であつて、之を解決することが多年の紛爭を根絶するためであつた。然るにソ聯の强硬な反対の結果、我方に於て讓歩せざるを得なくなり、遂に不充分ながらも妥結成立を見るに至つたのである。我當業者側の立場より見る時は、その内容に於て満足すべき事項がなくたゞ期限繼續確定がその眼目に過ぎざる程度のもので極めて最小限度のものであるから、我讓歩的協定案に對して、ソ聯側が欣然進んで調印すべきは當然であらう。我方はこれ以上の讓歩は出來ないソ聯が有利な新展開を圖らんとする非望を抱くならば、大なる自惚的誤算であつて、もはや今日斯かる非望を許さない。

ソ聯が我權益に對して、計畫的に壓迫を加へつゝある現狀から見て、姑息なる暫定的措置を講ずるは、却つて將來に禍を貽すもので徒らにソ聯の傲慢不遜を助長せしむるのみである。

斯くなる以上我政府は、日ソ兩國々交の大局部的見地に立脚し、從來の如き單にその煩鎖を回避するため一時的瀕縫の事務的手段に墮せず、あくまで威力ある大乘的積極外交方針を以て、速かにソ聯政府の猛省を促し、調印せしむるより外途がない。

今や我國は局面の新段階に臨み、東亞建設の推進力を發揮する秋機會は方さに絶好である。この際、この秋、北洋の妖氣を一掃して眞に意義ある權益の維持確保を全ふせねばならぬ。是れ我國家國民の希求する所である。(完)(一三、一二、一〇)

387
426

昭和十三年十二月十九日印刷
昭和十三年十二月廿三日發行

【非賣品】

著作者 橋口九十馬

印刷所 一增印刷所

東京市芝田村町二ノ五

發行所 東京市麹町區丸之内二丁目(丸ビル四階)露水組合内
北洋漁業研究委員會

電話丸之内三〇三五番

終

